

(越前市)

「介護予防・日常生活支援総合事業」の令和元年10月からの介護報酬改定に伴うサービスの報酬変更

(1) 令和元年9月末までの報酬

※1割負担の場合

項目	サービス類型	内 容	対象者	基本報酬 (月額包括報酬)	基本報酬 (1回単位)	
訪問型サービス	① 訪問型予防給付相当サービス	訪問介護員による身体介護・生活援助	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	1,168単位(1日につき38単位)	266単位(月4回まで)	
			事業対象者、要支援1・2(週2回程度)	2,335単位(1日につき77単位)	270単位(月8回まで)	
			事業対象者、要支援2 (週3回程度)	3,704単位(1日につき122単位)	285単位(月12回まで)	
	② 訪問型サービスA1(緩和した基準によるサービス)	身体介護を伴わない生活援助	事業対象者、要支援1・2		225単位(月5回まで)	●初回加算 200単位/月
	③ 訪問型サービスA2(緩和した基準によるサービス)	シルバー人材等による 身体介護を伴わない生活援助	事業対象者、要支援1・2		※約400円～600円/回 (利用者負担)(週2回まで)	
④ 訪問型サービスB	地域のボランティア団体による生活援助	事業対象者、要支援1・2		※各団体による(平均10分100円)		
⑤ 訪問型サービスC	リハ職等が、日常生活の中で必要な相談、指導を行います。	事業対象者、要支援1・2		※600円/回 別途モニタリング加算等有		
通所型サービス	① 通所型予防給付相当サービス	自立した生活に資する生活上の支援や 生活機能向上機能訓練	事業対象者、要支援1(週1回程度)	1,647単位(1日につき54単位)	378単位(月4回まで)	
			事業対象者、要支援2(週2回程度)	3,377単位(1日につき111単位)	389単位(月8回まで)	
	② 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)	運動器機能訓練を主とした 自立支援に資する通所	事業対象者、要支援1・2		310単位(月5回まで)	●減算は、9月までと変わらず
③ 通所型サービスC(短期集中予防サービス)	生活行為向上複合プログラム(運動・口腔・栄養)	事業対象者、要支援1・2		※320円/回(利用者負担) (週1回程度12回/1コース)		



(2) 令和元年10月からの報酬

項目	サービス類型	内 容	対象者	基本報酬 (月額包括報酬)	基本報酬 (1回単位)	
訪問型サービス	① 訪問型予防給付相当サービス	訪問介護員による身体介護・生活援助	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	1,172単位 (1日につき 39単位)	267単位 (月4回まで)	●加算は、国と同様 (9月までと変わらず)
			事業対象者、要支援1・2(週2回程度)	2,342単位 (1日につき77単位)	271単位 (月8回まで)	
			事業対象者、要支援2 (週3回程度)	3,715単位 (1日につき122単位)	286単位 (月12回まで)	
	② 訪問型サービスA1(緩和した基準によるサービス)	身体介護を伴わない生活援助	事業対象者、要支援1・2		229単位 (月5回まで)	●初回加算 200単位/月
	③ 訪問型サービスA2			変更なし		
④ 訪問型サービスB			変更なし			
⑤ 訪問型サービスC			変更なし			
通所型サービス	① 通所型予防給付相当サービス	自立した生活に資する生活上の支援や機能訓練	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	1,655単位 (1日につき54単位)	380単位 (月4回まで)	●加算は、国と同様 (9月までと変わらず)
			事業対象者、要支援2(週2回程度)	3,393単位 (1日につき112単位)	391単位 (月8回まで)	
	② 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)	運動器機能訓練を主とした 自立支援に資する通所	事業対象者、要支援1・2		313単位 (月5回まで)	●減算は、9月までと変わらず
③ 通所型サービスC(短期集中予防サービス)			変更なし			

ケアマネジメント作成報酬表

(越前市)

(1) 令和元年9月末までの報酬

	単価	サービス	ケアプラン	サービス 担当者会 議	モニタリング (利用者との 面接)	請求先
ケアマネジメントA (従前相当)	初回 7,300円 2回目以降 4,300円	○予防給付相当サービス ○サービスA(緩和した基準) ○サービスC(短期集中) ○上記を含めた複数サービスを利用する場合	作成あり	○	○ (3か月に1 回)	国保連 (※訪問型短期集中予防C型のみ越前 市社協へ請求)
ケアマネジメントB (簡略化したケアマネジメント)	初回 5,090円 2回目以降 2,090円	○訪問型基準緩和型サービスA2	作成あり	△ (必要時)	△ (必要時)	越前市社協へ請求
ケアマネジメントC (初回のみケアマネジメント)	4,400円	○サービスB(住民主体) ○一般介護予防事業・民間事業のみ	作成なし	×	×	越前市社協へ請求



(2) 令和元年10月からの報酬

	単価	サービス	ケアプラン	サービス 担当者会 議	モニタリング (利用者との 面接)	請求先
ケアマネジメントA (従前相当)	初回 7,310円 2回目以降 4,310円	○予防給付相当サービス ○サービスA(緩和した基準) ○サービスC(短期集中) ○上記を含めた複数サービスを利用する場合	作成あり	○	○ (3か月に1 回)	国保連 (※訪問型短期集中予防C型のみ 越前市社協へ請求)
ケアマネジメントB (簡略化したケアマネジメント)	初回 5,090円 2回目以降 2,090円	○訪問型基準緩和型サービスA2	作成あり	△ (必要時)	△ (必要時)	越前市社協へ請求
ケアマネジメントC (初回のみケアマネジメント)	4,470円	○サービスB(住民主体) ○一般介護予防事業・民間事業のみ	作成なし	×	×	越前市社協へ請求

※ケアマネジメントA・Bについて、指定介護予防支援に定められている基準を満たす場合は、「小規模多機能型居宅介護事業連携加算(3,000円)」を算定することができる。

※上記については丹南地区5市町で協議し決定しました。